

## 5. 東地域

### 5-1 東地域のすがた

#### (1) 地域の概況

東地域は、利根川と霞ヶ浦の豊かな水と緑に恵まれた大地が広がり、舟運から陸運に時代が移る中で、関東有数の穀倉地帯として発展してきた。

また、広大な田園地帯の中に、国道 51 号や国道 125 号などの広域幹線道路が位置し、近年では工業団地や住宅団地、大型ショッピングセンターや映画館が立地するなど、一部都市化が進みつつある。

▼東中学校



▼国道 125 号と新利根川



▼国道 51 号



▼佐原組新田集落



▼広大な穀倉地帯



▼利根川



#### (2) 小中学校の校歌に謳われる地域の姿

- 東地域のあずま南小学校、あずま東小学校、新東小学校、あずま北小学校、あずま西小学校及び東中学校の校歌に謳われている言葉の特徴は、筑波嶺・筑波などの象徴的な遠景の山や野原、地域の南北に広がる利根川や霞ヶ浦などの豊かな水辺やそこに生息生育する鳥、花、実・たね・つぼみなど植物に関連する言葉、雲や四季（春夏秋冬）、晴れ・大空などである。
- 東地域では、全般的に遠景の筑波山と身近な利根川及び霞ヶ浦などの物的な自然環境のほか、農業が営まれている豊かな自然環境と四季折々に変化する恵まれた自然環境がイメージとして謳われていることが特徴的である。

#### (3) 人口・世帯数等の状況

- 総人口は昭和 60 年をピークに減少傾向にあるが、世帯数は昭和 50 年以降一貫して増加傾向にある。
- 平成 17 年における 1 世帯当たりの平均人員は 3.67 人であり、昭和 55 年の 4.78 人から一貫して減少傾向にあり、世帯分離が進んでいることがうかがえる。
- 平成 12 年における幼年（0-14 歳）人口割合は 12.9%であり、昭和 60 年の 19.7%をピークに

減少傾向にある。

- ・老年（65歳以上）人口割合は24.9%であり、昭和50年の10.8%から一貫して増加し、桜川地域と同様に約4人に1人が65歳以上の老年人口という状況である。現時点ではさらに高齢化が進んでいるものと推測できる。

#### (4) 産業の状況

- ・平成12年における第1次産業就業者割合は13.0%（市平均9.4%）、第2次産業は35.8%（市平均37.9%）、第3次産業は51.0%（市平均52.7%）であり、4地域の比較では第1次産業就業割合が最も高い。
- ・第1次産業就業者は、昭和55年の39.3%（市平均33.7%）から減少し続け、逆に第2次産業は26.9%（市平均27.9%）から35.8%へと、第3次産業は33.8%（市平均38.4%）から51.0%へと増加している。
- ・東地域は、平成12年の第1次産業就業割合が13.0%であり4地域で最も高いことなどから、経営耕地面積は3,142.8ha（平成17年）、農業粗生産額は6,650百万円（平成12年）とそれぞれ最も多く、本市の農業の中心的な役割を担っていることがうかがえる。
- ・平成17年における農家率（販売農家数と総世帯数の割合）は30.8%、農業従事者率（農業従事者数と農家15歳以上の世帯員の割合）は70.0%であり、それぞれ4地域の比較では最も高いものの、農家率は昭和60年の57.5%から減少し続けており、離農が進んでいることがうかがえる。

#### (5) 土地利用の状況

- ・都市計画基礎調査では、自然的土地利用が5,150.7ha（約84%）、都市的土地利用が994.3ha（約16%）である。
- ・平成9年から平成18年における自然的土地利用の変化は、山林が約48ha減少、農地は約26ha増加、原野・荒地は約46ha増加している。
- ・平成9年から平成18年における都市的土地利用の変化は、住宅用地が約23ha、商業用地が約35ha、工業用地が約5ha増加している。

#### (6) 地域のまちづくり

##### ① 都市計画区域

- ・東地域は、北部に接する桜川地域とともに、平成元年8月に稲敷東南部都市計画区域に指定された。
- ・東地域及び桜川地域では、当時の地元意向により、線引き制度の導入が見送られ、用途地域の指定を行っていない非線引き白地地域である。

##### ② 主な公共施設

- ・稲敷市役所東庁舎や東中学校、あずま南小学校、あずま東小学校、新東小学校、あずま北小学校、あずま西小学校、図書館、あずま生涯学習センター、歴史民俗資料館などの学校教育施設や生涯学習施設などが立地している。
- ・公園・緑地等としては、東グランド、白鷺球場、大利根東公園、横利根閘門ふれあい公園などが立地している。

▼図書館



▼あずま生涯学習センター



▼横利根閘門ふれあい公園



### ③ 生活圏（通勤・通学流動）の状況

- ・市町村合併以前の平成12年における通勤流入動向は、佐原市（32.0%）、桜川村、潮来町、江戸崎町、新利根町等との関係が強い。
- ・通勤流出動向は、佐原市（30.8%）、成田市、桜川村、江戸崎町、鹿嶋市等との関係が強い。
- ・通学流出動向は、佐原市（38.7%）、麻生町、江戸崎町、成田市、鹿嶋市等との関係が強い。

## (7) 市民意向

### ■ 今後の稲敷市におけるまちづくりの取り組み

- ・「公共交通の利便性の向上」（19.0%）、「生活基盤整備」（15.9%）などが上位を占めており、生活環境の周辺整備に対する要望が高い。

### ■ 稲敷市をもっと住みやすいところにするために

- ・土地利用は「自然環境の保全」（29.3%）、「圏央道インターチェンジ周辺の土地利用の誘導」（13.8%）となっており、自然環境を保全するための適切な土地利用の誘導が求められている。
- ・市街地整備は「集落地の生活環境の整備」（29.1%）、「農業基盤の整備」（14.4%）、「魅力ある中心商業地の整備」（10.4%）となっており、身近な生活基盤の充実が求められている。
- ・交通は「交通安全対策の充実」（26.7%）、「生活道路の整備」（22.2%）、「公共交通の利便性の向上」（15.6%）となっており、交通の利便性の向上と安全性の確保が求められている。
- ・公園・緑地は「身近で利用しやすい公園の整備」（25.8%）、「地区住民の憩いの場となる公園の整備」（17.5%）、「緑豊かな自然を活かした公園・緑地の整備」（11.7%）となっており、身近で地区住民が集えるような公園の整備が求められている。
- ・景観は「霞ヶ浦、河川の岸边周辺の景観の保全」（20.5%）、「代表的な景観や眺望箇所の選定」（16.6%）、「良好な田園景観の形成」（14.3%）となっており、身近な河川や霞ヶ浦などの水辺景観や周辺の田園景観を活かした景観形成が求められている。
- ・市民生活を支える整備等は「高齢者などの福祉施設の充実」（25.7%）、「避難路や避難場所、火災等の消防体制等」（17.1%）、「ごみの適正処理」（13.8%）となっており、高齢化社会に対応した安心・安全な生活環境が求められている。

## 5-2 東地域のまちづくり

### (1) まちづくりの視点

- 既存の都市機能集積を活かした市街地（コンパクト・タウン）を形成していくことが求められている

国道 125 号、県道竜ヶ崎潮来線等の広域的な道路沿道に位置する幸田・光葉地区及び筑波東部工業団地は、住宅団地や医療・福祉機能、商業・業務機能や生産機能などの都市機能が集積し、今後、国道 125 号東バイパス整備も計画されていることから、周辺の自然環境との調和を図りながら、適切な都市的土地利用の規制・誘導により、快適で利便性の高い市街地（コンパクト・タウン）を形成していくことが求められている。

- 広域的な吸引力を持ち、にぎわいと活力のある健全な拠点の形成を図ることが求められている

国道 51 号や国道 125 号等の広域的な道路交通体系が位置する特性を最大限に活かすために、西代地区は、様々な用途の建築物の混在を防ぎ、農地の適切な保全を図りながら、広域的な吸引力を持ち、にぎわいと活力のある健全な拠点の形成を図ることが求められている。

また、八筋川・大島などの国道 51 号沿道地区においても、適切な都市的土地利用の規制・誘導を図ることが求められている。

- 首都圏中央連絡自動車道の整備に伴う経済的波及効果を活かした産業拠点を形成していくことが求められている

特に東地域の西部地区は、(仮称) 東インターチェンジの設置に伴い、首都圏域の全体へのアクセス性が飛躍的に向上することから、成田国際空港や重要港湾鹿島港への近接性等の立地特性を活かした産業拠点を形成していくことが求められている。

- 既存の公共施設の集積性を活かした交流拠点の形成を図ることが求められている

図書館、あずま生涯学習センター、歴史民俗資料館など、生涯学習・福祉施設が集積した八千石・佐原組新田地区は、市民に生きがいと安心を提供する生涯学習や地域医療など、福祉的な機能を中心に、ふれあいと交流を育む総合的な交流拠点の形成を図ることが求められている。

また、各施設を連絡するための生活幹線道路（市道等）の強化を図ることが求められている。

- 水郷の面影を残す良好な集落環境を維持・継承していくことが求められている

佐原組新田や上之島地区など、利根川下流域の水郷地帯の集落の特色である江間（エンマ）とよばれる水路の面影を残す集落やマキなどの防風垣、屋敷林などで構成される特徴ある集落地域は、生活道路や公園、下水道などの生活基盤整備の整備充実を図りながら、良好な集落環境を維持・継承していくことが求められている。

○ 高齢者が安全、快適に安心して暮らせる居住環境と活力ある生活環境を形成していくことが求められている

平成12年の老年人口割合が24.9%と4地域で最も高く、今後、益々増加することが考えられるとともに、「交通安全対策の充実」や国道や県道、住まいの周辺的生活道路における「歩行者・自転車への安全対策」などを望む声が多く挙げられていることから、公共交通対策や交通安全対策など、高齢者をはじめすべての人が安全、快適に安心して暮らせる良好な居住環境と活力ある生活環境を形成していくことが求められている。

○ 農業を核として広大な農用地を保全・継承していくことが求められている

東地域は、他の3地域と比べ平成12年時点で第1次産業就業者割合、経営耕地面積、農業粗生産額ともにそれぞれ4地域の中で最も多く、本市の農業の中心的な役割を担っている。

東地域においても農業従事者の高齢化や離農が進んでいるものの、これまでの農業基盤整備により形成された優良な農用地を保全・継承していくことが求められている。

○ 農業関連事業が完了後、一定期間を経過した地区などにおいて自然的土地利用との調和を基本とする適切な土地利用誘導を図ることが求められている

優良な農地が大部分を占める東地域における大規模な優良農地を保全するために、農地を中心とする自然的土地利用と都市的土地利用の調和を図りながら、適切な土地利用誘導を図ることが求められている。

▼広大な農用地



▼公共施設が集積する八千石地区



▼公共施設が集積する八千石地区



▼西代地区の大規模小売店舗



▼佐原組新田集落



▼上之島集落



### 5-3 東地域の将来像

#### 農と水と交流の郷 あずま

霞ヶ浦、利根川、新利根川などの豊かな水資源や、関東を代表する穀倉地帯で営まれる生業などをもとに、人々の交流が育まれる郷づくりを進める。

### 5-4 東地域づくりの目標

東地域は、江戸時代以降の干拓・新田開発により形成された広大な田園空間が特徴であり、現在では県内でも有数の穀倉地帯となっている。

広大な穀倉地帯においては、地域の特産品である「ミルキークイーン（有機米）」などの生産をはじめ、本市の基幹産業である農業の基盤が充実していることから、農業振興とのバランスに配慮した土地利用に努める。

また、地域の中央には市内唯一の図書館やあずま生涯学習センター、歴史民俗資料館などの多くの生涯学習・福祉施設が集積しているため、これらの既存集積を活かしたまちづくりを展開する。

さらに、地域の東側は国道 51 号や国道 125 号などの広域幹線道路の結節点となっていることから、農業とのバランスに配慮しつつ、本市の東の玄関口にふさわしい都市機能を誘導し、さらなる魅力の向上を目指す。

### 5-5 東地域づくりの方針

#### (1) 稲敷市の骨格となる拠点地区づくりの方針

##### ① 西代広域商業拠点地区

西代地区は、東の玄関口となる広域商業拠点として、民間活力により発展し、茨城・千葉の両県にまたがる広域商圏の確立を目指して、適正な民間誘導を図る。

##### 【想定される主な手法（想定）】

- ・適正な景観誘導に向けた地区計画制度の導入検討（中期）
- ・サイン計画の策定・案内サイン整備の推進（短期・中期）
- ・用途地域の指定検討（中期・長期）
- ・国道 51 号沿道等における地区計画制度又は特定用途制限地域制度の導入検討（中期・長期）等

② 八千石行政拠点地区

当該地区は、市民に生きがいと安心を提供する生涯学習や福祉的な機能を中心に、ふれあいと交流を育む総合的な拠点地区の形成を図る。

【想定される主な手法（想定）】

- ・公園等の改修の推進（中期）
- ・道路改良事業の推進（短期・中期）
- ・公共施設におけるバリアフリー化の推進（中期）
- ・サイン計画の策定・案内サイン整備の推進（短期・中期）等

③ 筑波東部産業拠点地区

既存の筑波東部工業団地は、良好な操業環境の維持、増進を図るため、地区計画制度や特定用途制限地域制度の導入などを検討し、地域振興に寄与するような都市的土地利用の誘導を図る。

【想定される主な手法（想定）】

- ・筑波東部工業団地における用途地域の指定検討及び地区計画制度又は特定用途制限地域制度の導入検討（中期・長期）
- ・国道 125 号東バイパスの整備促進（中期・長期）

④ （仮称）東インターチェンジ産業拠点地区

平成 24 年度の供用開始が予定されている（仮称）東インターチェンジやアクセス道路の整備に伴い、開発ポテンシャル（潜在的な能力・魅力）が高まることから、成田国際空港等との高いアクセシビリティ（近接性）を活かした産業拠点として、民間活力により業務研修機能を付加した空港支援・連携型の産業の立地が可能となるよう、地区計画制度や特定用途制限地域制度等の導入を検討し、適正な都市的土地利用の誘導を図る。

【想定される主な手法（想定）】

- ・（都）首都圏中央連絡自動車道線の整備促進（短期）
- ・（都）桑山・椎塚線の整備促進（短期－長期）
- ・（都）柴崎・桑山線の延伸を検討（短期－長期）
- ・流通・業務団地整備検討及び特定用途制限地域制度又は地区計画制度の導入検討（長期）
- ・交通ターミナル（バスの駅）整備検討（長期）

⑤ 幸田コンパクト・タウン拠点地区

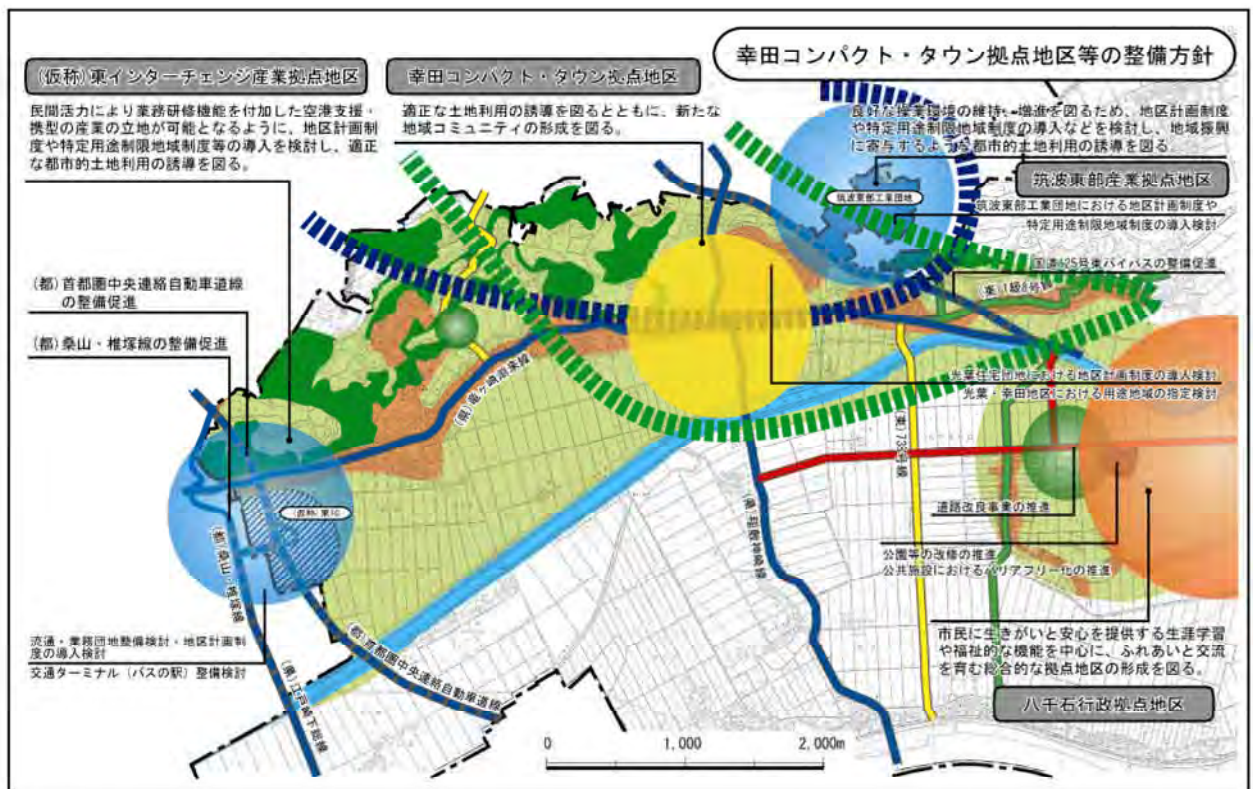
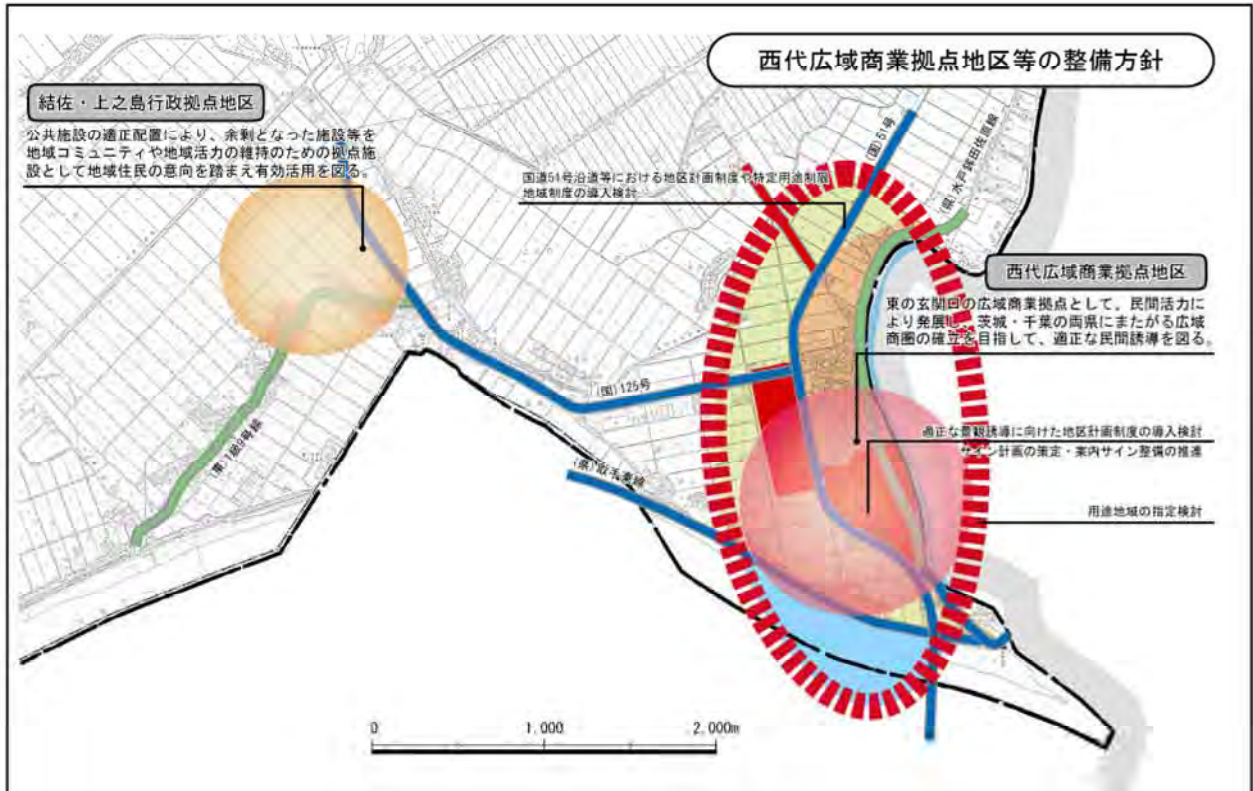
国道 125 号と県道竜ヶ崎潮来線が交差する幸田は、適正な土地利用の誘導を図るとともに、新たな地域コミュニティの形成を図る。

【想定される主な手法（想定）】

- ・光葉住宅団地における地区計画制度の導入検討（中期・長期）
- ・光葉・幸田地区における用途地域の指定検討（筑波東部工業団地とセット：中期・長期）

⑥ 結佐・上之島行政拠点地区

既存の公共施設が集積する結佐・上之島地区は、公共施設の適正配置により、余剰となった施設等を地域コミュニティや地域活力の維持のための拠点施設として、地域住民の意向を踏まえ有効活用を図る。



|   |   |  |
|---|---|--|
| <p><b>凡例【ゾーン】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li> 市街地形成ゾーン</li> <li> 工業・流通形成ゾーン</li> <li> コンパクト・タウン形成ゾーン</li> </ul> <p><b>【拠点地区】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li> 市街地整備拠点地区等（市街地等）</li> <li> コンパクト・タウン拠点地区（主要集落等）</li> <li> 公共公益系拠点（公共施設集積地区等）</li> <li> 産業系拠点（工業団地等）</li> <li> レクリエーション系拠点（公園・緑地等）</li> </ul> | <p><b>【土地利用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li> 住宅市街地ゾーン</li> <li> 集落地ゾーン</li> <li> 商業業務地ゾーン</li> <li> 工業流通地ゾーン</li> <li> その他の土地利用ゾーン</li> <li> 都市的土地利用誘導ゾーン</li> <li> 農地ゾーン（保全型、活用型）</li> <li> 樹林地ゾーン（保全型、活用型）</li> <li> 水辺ゾーン</li> </ul> | <p><b>【道路】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li> 広域幹線道路（整備済／暫定供用・未整備）</li> <li> 地域間幹線道路（整備済／暫定供用・未整備）</li> <li> 生活幹線道路（整備済／暫定供用・未整備）</li> <li> 生活補助幹線道路（整備済／暫定供用・未整備）</li> <li> 構想路線（未整備）</li> </ul> <p>(国)：国道、(県)：県道、(江・新・桜・東)：市道</p> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li> 低未利用地</li> <li> 遊歩道等</li> </ul> |
|---|---|--|



(2) まちづくり制度等を活用した地域づくりの方針

○ 既存の都市機能集積を活かした市街地（コンパクト・タウン）の形成

- ・筑波東部工業団地は、良好な操業環境の維持、増進を図るために工業系用途地域の指定を検討する。
- ・幸田集落や計画的に整備された光葉地区（ヒルズガーデン東）等においては、良好な居住環境を維持するため、住居系用途地域の指定や地区計画制度の導入を検討する。

○ 広域的な吸引力を持ち、にぎわいと活力のある健全な拠点の形成

- ・西代地区や佐原下手地区は、適切な土地利用のコントロールによる計画的な市街化を誘導し、商業・業務機能の整備・充実を図るため、商業系用途地域の指定や地区計画制度、特定用途制限地域制度等の導入を検討する。

○ 首都圏中央連絡自動車道の整備に伴う経済的波及効果を活かした産業拠点の形成

- ・（都）首都圏中央連絡自動車道線及び関連するアクセス道路となる（都）柴崎・桑山線（（県）竜ヶ崎潮来線バイパス）及び（都）桑山・椎塚線（（県）江戸崎下総線）の整備促進を図る。
- ・（仮称）東インターチェンジ周辺は、成田国際空港等との高いアクセシビリティ（近接性）を活かした産業拠点として、民間活力による空港支援・連携型の産業の適正な都市的土地利用の誘導を図るために、地区計画制度や特定用途制限地域制度等の導入を検討する。
- ・工場立地法に基づく工場適地に指定されている（仮称）東インターチェンジ周辺の町田地区や比較的まとまった農用地区域に含まれない地区等は、交通便利性が高いことから、周辺環境との調和を図るために、地区計画制度や特定用途制限地域制度等の導入を検討する。

○ 既存の公共施設の集積性を活かした交流拠点の形成

- ・生涯学習・福祉施設が集積した八千石・佐原組新田地区の図書館、あずま生涯学習センター、歴史民俗資料館などの公共施設は、市全体での公共施設の適正配置という観点や地域住民の意向等を踏まえた上で、市民に生きがいと安心を提供する生涯学習や地域医療など、福祉的な機能を中心に、ふれあいと交流を育む総合的な交流拠点として有効活用を図る。

○ 水郷の面影を残す良好な集落環境を維持・継承

【都市的土地利用】

- ・地域住民の生活の場である既存集落等における用途の混在を防止し、良好な居住環境を維持・継承するために、特定用途制限地域制度等の導入を検討する。

【自然的土地利用】

- ・水郷地帯の集落の特徴である水路の面影を残す集落景観やマキなどの防風垣、屋敷林などで構成される集落景観を保全・継承するために、地域住民の理解と協力のもと建築協定制や地区計画制度、景観法などの活用を促進する。
- ・東地区の台地と低地の間に連なる斜面林、霞ヶ浦湖岸の水辺の緑地等を保全するために風致地区制度の導入を検討する。
- ・スタジイ、タブノキ、ヤブツバキ等の常緑樹が生育する東大沼緑地環境保全地域（1.40ha）は、今後も、自然環境保全法等の関連法令のもと適切な保全を図る。

【公園】

- ・大利根東公園等の既存の公園は、利活用の促進を図るとともに、『緑のマスタープラン』に基づき、地域住民の理解と協力のもと、公園管理の里親制度等により適切な維持管理を図る。

【下水道】

- ・東処理区公共下水道などの整備を引き続き推進するとともに、下水道事業及び農業集落排水事業が完了した地区においては、施設の適正な維持管理と水洗化の促進を図る。
- ・下水道計画区域等以外の地域については、高度処理型浄化槽の普及を促進する。

○ 高齢者等が安全、快適に安心して暮らせる居住環境と活力ある生活環境の形成

【道路】

- ・県南地域南部の主要な東西軸を形成する広域幹線道路（都）柴崎・桑山線（（県）竜ヶ崎潮来線バイパス）の延伸等を検討する。
- ・広域幹線道路間を連携し、本市の骨格を構成する地域間幹線道路に位置づけられる市道（東）1級4号線・8号線、市道（東）508号線・708号線、市道（東）2級11号線等は、『稲敷市道路整備マスタープラン』（平成19年3月）を踏まえ、歩道設置や狭隘区間の解消などを推進する。
- ・市内の主要な幹線道路や集落・拠点間を連携するための生活幹線道路に位置づけられる市道（東）1級3号線、市道（東）145号線・487号線・728号線・738号線・1232号線・1576号線等は、『稲敷市道路整備マスタープラン』（平成19年3月）を踏まえ、歩道の設置や狭隘区間の解消などを推進する。
- ・集落内の狭隘道路や危険箇所などは、地域の要望などを踏まえ適切な維持管理とともに、適切な改良を進める。
- ・利根川等の既存のサイクリングロードの利活用を促進する。

【公営住宅】

- ・県営結佐アパート及び市営結佐住宅等の公営住宅については、計画的な修繕を推進する。

【総合防災】

- ・第一次緊急輸送道路に指定されている国道125号及び県道竜ヶ崎潮来線、第二次緊急輸送道路に指定されている県道江戸崎神崎線、県道新川江戸崎線の沿道の区域については、『稲敷市耐震改修促進計画』（平成21年3月）に基づき、重点的に耐震化を促進する。

○ 農業を核として広大な農用地を保全・継承

【自然的土地利用】

- ・農用地区域として指定されている集団的な優良農地や農業生産基盤整備を行った農地は、今後も保全・継承するために、農業施策との連携のもと農振法や農地法等の法制度の適切な運用を図る。

○ 農業関連事業が完了後、一定期間を経過した地区などにおいて自然的土地利用との調和を基本とする適切な土地利用誘導

- ・福田・中島地区等の比較的まとまった農用地区域に含まれない地区は、土地利用の混在を防止するとともに周辺環境との調和を図るために、特定用途制限地域制度等の導入を検討する。
- ・国道51号等の沿道にみられる比較的まとまった農業振興地域農用地区域に含まれない地区は、周辺の自然的土地利用との調和を図るため、地区計画制度や特定用途制限地域制度等の導入を検討する。

東地域のまちづくり構想図

良好な操業環境の維持、増進を図るため、用途地域制度の適切な運用を図るとともに、地区計画制度や特定用途制限地域制度の導入などを検討し、地域振興に寄与するよう都市的土地利用の誘導を図る。

商業・業務機能や医療機関が集積し、近年、新たな光熱住宅団地が整備され、住宅建設が進んでいることから、適正な土地利用の誘導を図るとともに、新たな地域コミュニティの形成を図る。



東の玄関口の広域商業拠点として、民間活力により発展し、茶業・干菓の商圏にまたがる広域商圏の確立を目指して、適正な民間誘導を図る。

公共施設の適正配置により、余剰となった施設等を地域コミュニティや地域活力の維持のための拠点施設として地域住民の意向を踏まえ有効活用を図る。

- 凡例
- 【ゾーン】
    - 市街地形成ゾーン
    - 工業・流通形成ゾーン
    - コンパクト・タウン形成ゾーン
  - 【拠点地区】
    - 市街地整備拠点地区等（市街地等）
    - コンパクト・タウン拠点地区（主要集落等）
    - 公共公益系拠点（公共施設集積地区等）
    - 産業系拠点（工業団地等）
    - レクリエーション系拠点（公園・緑地等）
  - 【土地利用】
    - 住宅市街地ゾーン
    - 集落地ゾーン
    - 商業業務地ゾーン
    - 工業流通地ゾーン
    - その他の土地利用ゾーン
    - 都市的土地利用誘導ゾーン
    - 農地ゾーン（保全型・活用型）
    - 樹林地ゾーン（保全型・活用型）
    - 水辺ゾーン
  - 【道路】
    - 広域幹線道路（整備済／暫定供用・未整備）
    - 地域間幹線道路（整備済／暫定供用・未整備）
    - 生活幹線道路（整備済／暫定供用・未整備）
    - 生活補助幹線道路（整備済／暫定供用・未整備）
  - （国）：国道、（県）：県道、（東）：市道

成田国際空港等との高いアクセス能力を活かした産業拠点として、地区計画制度や特定用途制限地域制度等の導入を検討し、適正な都市的土地利用の誘導を図る。

